

障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)(案)に対するパブリックコメント手続の実施結果

1 意見・提案の提出期間

令和5年11月22日(水)から12月21日(木)

2 意見の提出者等

提出者数	件数	意見の提出方法(人数)				
		Logoフォーム	郵送	FAX	意見投函箱	窓口
12	19	19	0	0	0	0

3 意見の概要とそれに対する市の考え方

No.	分類	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
1	障害児福祉計画	58	第4章3(1) サービス見込量(活動指標)	放課後デイサービスの計画サービス量を、前期実績値以上に設定してほしい。 現在利用しているが、度々キャンセル待ちが発生し子どもを預けるのに苦労している。	いただいたご意見を反映し、計画値を以下の通り修正いたします。 (5)放課後等デイサービス サービス量 R6 7,367 R7 7,771 R8 8,197 実利用者数 R6 608 R7 641 R8 675
2	-	-	-	市の児童発達支援センターが新たにできるのは嬉しく思います。また、ペアトレも期待しています。 しかし、発達障害児が長い時間を過ごす学校において、情緒支援級が設置されていないのは問題だと思います。 現在は週1回2時間程度の通級指導、しかも通級の教員が子供の在籍校に常駐していないという状態で、この程度の支援では足りません。 なぜなら、児童が学校生活において困難を感じるのには、通級の先生がいない時間も多いためです。例えば行事の時など、担任の先生や支援員さんだけのフォローでは難しいです。 そういう場合に、日常的に支援にあたっている先生が対応していただければ、児童の性格も把握しているため、対応もしやすいでしょう。なにより、日頃から関わりのある先生なら本人も安心します。 情緒支援級の設置、せめて通級は各小学校に常設してほしいです。 もしかしたら、学校に関する事なのでここでの意見は場違いかもしれませんが、発達障害児の親として意見を書かせていただきました。	いただいたご意見については、各事業担当課と情報共有し、今後の施策運営の参考にさせていただきます。
3	-	-	-	こんにちは。印西市のGoogle誘致と同じように、浅間町の米軍基地跡に、SoftBank等のデータセンターを誘致したいです。 むーちゃん(・`д´)はよくやっています。だけど、バッテリー貰えないと、ただのゴミ箱になる私。 23日からvaayundy よろしく願いいたします。	該当事業はございません。
4	-	-	-	府中市育児支援家庭訪問事業における学生訪問について 訪問事業の対象者を、不登校児のメンタルフレンド(ピアフレンド)という言葉を入れてほしい。入れられなければ別の事業として作成してほしい。	いただいたご意見については、各事業担当課と情報共有し、今後の施策運営の参考にさせていただきます。
5	障害児福祉計画	25	第2章2(6)ウ 障害児通所支援等の充実	府中市の放課後等デイサービスの待機児童問題や、相次ぐ閉所において、市内の放課後等デイサービスが利用できない。やむなく他市を利用している。精神障害者保健福祉手帳を持っているものに関して、交通費費用の給付をすること。	本市では、障害者の経済的の軽減や日常生活の向上、安定を図るため様々な福祉施策を展開しております。限られた財源の中で事業の持続性を確保するためご意見にございます各種サービスについては法令等に基づき、一部負担をお願いしておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

6	障害福祉計画	30	第3章1 サービスの内容	<p>自動車運転免許取得助成に、発達障害の精神障害保健福祉手帳の方にも、助成金の対象を広げてほしい。他市では、コヤマドライビングスクールが、発達障害のコースを策定していますが、たとえば読み書き障害で代読、代筆が必要な発達障害児・者も増えています。制度の改正が必要です。試験時間の延長、ワーキングメモリーなどの問題があると、合理的配慮を受けられるコースで取得を手伝ってもらう必要があるため、免許取得助成の対象者を、精神障害者保健福祉手帳(1～3級まで)まで広げてほしい。</p> <p>また、地域のドライビングスクールにも、発達障害のある方のためのコース作成のために研修を行い、発達障害のコースを作成するように誘致・啓発してほしい。</p>	<p>本市では、障害者の経済的の軽減や日常生活の向上、安定を図るため様々な福祉施策を展開しております。限られた財源の中で事業の持続性を確保するためご意見にございます各種サービスについては法令等に基づき、一部負担をお願いしておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、ドライビングスクールの設備等については市の管轄外となりますので、各施設へご相談ください。</p>
7	障害福祉計画	50	第3章3(9)ア 見込量	<p>地域生活支援事業 ②自立支援生活用具の給付対象に、APD聴覚情報処理障害の受信機等購入費助成をいれる。(障害者支援機器の購入費助成。)</p> <p>読み書き障害の読みの代替機能となる、オーカムリード等の支援機器購入費助成をいれる。</p>	<p>APD聴覚情報処理障害をはじめとする身体障害者手帳の交付に至らない疾病等を抱える方々のご意見もいただいているところではございますが、制度の公平性や給付の相当性を担保するため、身体障害者福祉法第15条に定める指定医による診断書に基づき交付された身体障害者手帳の内容を判断基準とさせていただきます。また、障害者総合支援法の対象疾病に該当する難病等を抱える方々につきましては、給付希望品目に応じて個別に判断させていただきます。</p> <p>「OrCam Read(オーカムリード)」(OrCam Technologies社製)につきましては、現在においても日常生活用具費等給付事業における視覚障害者用情報認識装置において給付対象としております。当該品目では、視覚に係る障害の1～2級に該当する方に、広く支援機器を給付しており、個別のご相談に対応させていただきます。なお、同事業における視覚障害者用情報認識装置及び視覚障害者用拡大読書器については、現在、要綱改正に向けて検討を行っておりますので、施行時には改めて周知させていただきます。</p>
8	障害児福祉計画	55	第4章2(1)イ 保育所等訪問支援を利用できる体制	<p>保育所等訪問事業→保育所等という名前から、18歳まで制度が利用できるということが対象者に知られていません。事業者一覧を市役所障がい福祉課に配置し、啓発、推進する。</p>	<p>保育所等訪問事業に係る事業者一覧につきましては、ご案内が可能となっております。事業に関する啓発については引き続き取り組んでまいります。</p>
9	障害福祉計画	21	第2章2(3)ア 障害のある人に対する差別の解消の推進	<p>地域住民に向けて周知・啓発ですが、こども食堂などでも積極的に勉強会が必要です。研修なども検討してほしい。</p>	<p>周知・啓発につきましては、府中市障害者差別解消支援地域連絡会議を開催し、効果的な啓発について検討し取り組んでいきます。研修についてはご要望等ありましたら出向くことも可能ですのでご相談ください。</p>
10	障害福祉計画	20	第2章2(2)ウ 就労への支援	<p>息子に障害があり、外部の手助けが必要で、「自立支援」や「就労定着支援」を利用していました。就労はできましたが、定着しているのか？というところで、契約期間が終了してしまった。本人は現実社会そのものに絶望していて自殺念慮があり、支援機関の助けが必要。この制度そのものに疑問を感じている。障害者や家族のフォローは継続的に必要なのではないですか？</p>	<p>本市では市立心身障害者福祉センター「きずな」内の「障害者就労支援センターみ～な」において障害者就労支援事業を行っております。就労相談、就労支援、就労定着のための支援の充実を目指すとともに、企業に向けた支援等多様な支援を行ってまいります。</p>

11	障害児福祉計画	25	第2章2(6)ア 多様な学びの場の整備	<p>「多様で柔軟な仕組み」「一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できる多様な学びの場」とは具体的にどのような仕組み、施策のことを指していますか。</p> <p>近隣自治体がいずれも情緒級を設置している中、府中市のみが情緒級を設置していません。情緒級というのがまさに、「多様で柔軟な仕組み」「一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できる多様な学びの場」の実現のために、他自治体が必要と判断され、導入されているものです。</p> <p>現在府中市では、特別支援教室が情緒級の引き合いに出されますが、特別支援教室は情緒級とは構成も内容も全く異なり、代わりにはなり得ないものです。(他自治体の情緒級というのは、知的に明らかな遅れはなく、発達障害等がある子供で構成される少人数制の学級であり、日々の授業を、合理的配慮のある環境で受けることが可能なものです。一方、府中市の特別支援教室は、日々の授業は通常級で定型発達の集団の中で受け、週に2時間程、コミュニケーションに関する授業を別途受けるというものです。)</p> <p>発達障害には様々なケースがあり、発達障害はコミュニケーションの問題に限りません。通常級で特別支援教室を併用するのみの体制では、個々の障害や特性に全く対処ができず、不登校に陥る子供が数多く存在しています。</p> <p>例えば、聴覚過敏など、発達障害の特性によっては「同じ場で共に学ぶことを追求する」ということは、子供にとって非常に酷なことを強いている場合があります。少人数のより落ち着いた環境が与えられれば、日々の授業を受けることができる子供が、通常級+特別支援教室の体制では、日々の授業を受けることが非常に困難で、学びの場が失われるだけでなく、二次障害のきっかけにさえなるという事態が実際に起きています。</p> <p>また、通常級・知的支援級の判断基準として「知的障害」の診断の有無がありますが、「境界域知能」といい、「知的障害」と「平均の範囲」の狭間に位置する知能の子供も各学年に一定数存在しています。そういった子供達は、発達に凸凹があり、定型発達の子供より明らかにサポートを必要とするにも関わらず、府中市では、通常級入学の選択肢しか与えられません。情緒級があれば、そうした子供達が対象となり、その子にあった学びのペースで着実に学習を進めていくことが可能ですが、通常級・知的支援級の学級のみでの設置では、そうした子供も支援対象から漏れ、学校生活における困難が非常に大きくなります。</p> <p>府中市では情緒級がないことで、発達に特性のある子供たちが、学習の基礎を身につけながら人格形成をするかけがえのない時期に、そのような機会を奪われています。子供の成長に深刻な影響を与えており、一刻も早い解決が求められます。</p> <p>今一度、「発達障害」「発達の凸凹・特性」について理解を深めていただき、他自治体がなぜ情緒級を設置しているのか、インクルーシブ教育の本当の意味を考えていただき、情緒級の早急な設置をお願い申し上げます。</p> <p>どの子も等しく、偶発的に発達障害や発達の凸凹を持って生まれてくる可能性を持っており、誰もが当事者になり得ることをご理解いただき、このニーズへの対処を先送りにすることなく、至急、ご対応をいただけますようお願い申し上げます。</p>	<p>いただいたご意見については、各事業担当課と情報共有し、今後の施策運営の参考にさせていただきます。</p>
12	障害児福祉計画	27	第3章1 サービスの内容	<p>聴覚障害児が居ます。補聴器、人工内耳の電池代も家計の負担になっております。助成している自治体もございますので、ぜひ府中市でもご検討のほどお願いいたします。</p>	<p>補装具費支給制度は、厚生労働省告示である「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」に基づき支給しており、現在、補聴器及び人工内耳の電池交換については対象外とされております。</p> <p>日常生活用具費等給付事業において、支給対象としている自治体もありますが、厚生労働省より、一般に普及している消耗品は対象外とすることが示されていることから、本市では対象外としております。今後、他市の動向を注視しつつ研究してまいります。</p>

13	-	-	-	<p>現在、特別支援学級に在籍しておりますが、支援学級に在籍していると、きこえとことばの教室(難聴学級)には通うことができません。</p> <p>近隣の市の療育に通っておりますが、府中市でも難聴児の児童発達支援、放課後デイなどの通所施設の充実をはかり、学校との連携に力を入れて頂けると幸いです。</p> <p>または、支援級に在籍している子も難聴学級に通えるよう働きかけていただくことはできないのでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見については、各事業担当課と情報共有し、今後の施策運営の参考にさせていただきます。</p>
14	-	-	-	<p>知的障害児、発達障害児は走ったりうさくしてしまうこともあり、なかなか図書館に行けません。</p> <p>現在も図書館にはハンディキャップの絵本は何冊かありますが、結局は親が借り家で読むというスタイルです。</p> <p>騒いでも良い障害者が絵本を読むスペースを作るなどご検討頂けないでしょうか。</p> <p>そう言った意味でもルミエールの改修工事は残念でした。</p>	<p>いただいたご意見については、各事業担当課と情報共有し、今後の施策運営の参考にさせていただきます。</p>
15	-	-	-	<p>公立の小学校中学校に情緒級を作って頂きたいです。</p> <p>息子は発達障害がある小学三年生です。</p> <p>主治医から小学校に情緒級があるならば情緒級への進級を勧められていましたが、残念ながら府中市には現在情緒の支援級は存在していない為特別支援教室を利用しています。</p> <p>特別支援教室は親身になって下さる先生に恵まれ、安心して通えている状態で有り難く思っているのですが、普通級での授業への参加は一年生の頃から難しい事も多かったです。不登校傾向でもあります。</p> <p>丁度一年前ある出来事が起こってから今現在も母親の付き添い登校が続いています。</p> <p>普通級では落ち着いて過ごせなくなってしまいました。</p> <p>現在息子のクラスは30人在籍していますが、息子は聴覚や嗅覚の過敏性があり大人数で過ごすどうしても癇癪やパニックを起こしやすい状態が続いています。</p> <p>息子があまりにも辛そうなので情緒の支援級のある他市に引っ越す事も検討しましたが、経済的に難しい状態です。</p> <p>親である自分自身、小学校へ進級してからは精神的に辛い状態が続いています。</p> <p>どうか、情緒級の設置を検討して頂けないでしょうか。</p> <p>毎日苦しいです。</p> <p>親子共に安心した毎日を送りたいです。</p>	<p>いただいたご意見については、各担当課へ共有させていただきます。</p> <p>各担当課にて相談窓口もございますので、ご活用いただければと思います。</p>
16	計画全体	-	-	<p>どの事業にも言えることですが、見込み量を増やすことや人を増やす育てる等も重要ですが、その事業のルールや対象、問題点なども随時見直してください。利用したくても納得できない理由で対象外になったり、実際利用したい方法では利用できなかったり、そういったことがとても多いと感じています。意見をどこに言えば良いかも分からず、言ったところで改善されるわけでもない、上まで声が届いてもいない。誰のための施策なのか、助ける人を選んで助けているように感じてしまいます。現場の声を受け流して、数字を取りデータだけ見て枠を作り計画を立てているように感じてしまうのです。</p> <p>各個別のケースにフレキシブルに対応してもらいたいです。</p>	<p>サービスの利用ニーズと供給には課題があることは把握しております。現場では一部の関係機関や利用者の方からサービスが利用しづらいという声も聞いております。事業所の人材不足等の課題もあることから、関係機関による連携を取りながら、サービス供給に努めてまいります。また、サービス利用の際には個別にすることも可能ですのでご相談いただければと思います。</p>

17	計画全体	-	-	<p>障害児の親です。ここ数年で、障害児を預けられるデイサービスができたり、訪問レスパイトや訪問看護やリハビリなどを行っているステーションが増えて、ありがたいです。ただ、その運営自体が厳しかったり、職員への待遇が良い状況ではなかったりという話を聞きます。このような現場への支援金を増やして、このような施設が安心、安全で継続して運営できるようになってほしいです。</p> <p>旦那は、子どもが障害児になってから、介護を家族と一緒にできるように固定勤務で、夕方には帰宅できるような職場に転職しました。幅の狭い中からの選択で、今回は運良く良い職場へ転職できて良かったですが、なかなか難しいのが現実だと思います。給料が上がったり、休みが取りやすくなる等、待遇改善があると良いです。</p>	<p>全ての事業所への支援金については市の財政面で大幅な支援は難しいところです。現場の意見を取り入れつつ、事業所への人材確保や質の向上につながるような支援、機械の場を提供できるように努めてまいります。</p>
18	障害福祉計画	27	第3章1 サービスの内容	<p>障害手帳を持っていない難病患者です。2013年に障害者総合支援法が適用され、「障害者」に「難病患者」が含まれることになり、障害福祉サービス・補装具費の支給・日常生活用具の給付が実施されました。それから10年経っても、これ以外サービスが追加されていません。</p> <p>府中市発行の「ふれあい福祉(障害者のしおり)」を目次を見てみると、全140のサービスのうち、難病患者に丸がついているものは11個だけです。サービスの大半は府中市以外のものでから一概には言えませんが、それでも障害者手帳を持っている人と難病患者の間には、受けられるサービスの量・質ともに大きな差があると感じています。</p> <p>できるところからでも、「障害者」に「難病患者」を加えてもらえませんか？ 例えば、民間では障害者割引に難病患者を含めるものが出てきています。しかし府中市の博物館や美術館に行っても「障害者手帳」のみ障害者割引となります。</p> <p>また、障がい福祉サービスや支援センターは「一部該当」がほとんどです。広報を読んでいると、難病患者を対象としているサービスを無いようです。こういった点からでもいいので、少しずつ難病患者に目を向けてもらえませんか？</p> <p>今回の計画には「全ての障害のある人」とは、障害者手帳所持者に限らず、難病のある人や高次脳機能障害、発達障害など日常生活に様々な障害のある人を含みます。」と位置付けられています。</p> <p>理念だけではなく、府中市の制度上でも「障がいのある人」に含まれることを望みます。</p>	<p>本市では、障害者の経済的の軽減や日常生活の向上、安定を図るため様々な福祉施策を展開しております。限られた財源の中で事業の持続性を確保するためご意見にございます各種サービスについては法令等に基づき、一部負担をお願いしておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>
19	障害児福祉計画	25	第2章2(6)イ 乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援体制の構築	<p>「関連サービス」について、未就学児を対象としたサービスである児童発達支援のみが記載されていますが、他に、相談支援事業も該当すると考えます。特にこの項で挙げられている府中市子ども発達支援センターでは、学齢期の児童生徒を対象とした支援事業も実施され、利用数も大きく見込まれるのではないのでしょうか。概念として児童発達支援ではありますが、「児童発達支援事業」は未就学児のみが対象なので、就学後の「3(6)障害児相談支援」がこの項目の関連サービスに入らないことに違和感があります。</p>	<p>いただいたご意見を反映し、サービス名(6)障害児相談支援を追記いたします。</p>